

千葉県立文化会館のあり方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本県の文化芸術を振興するための施設である県立文化会館のあり方を検討するに当たり、有識者等から広く意見を求めるため、千葉県立文化会館のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関ではない。

(組織)

第2条 検討会議は、環境生活部スポーツ・文化局長が依頼する委員をもって構成する。

2 環境生活部スポーツ・文化局長は、参考意見又は参考情報を求めることを目的として、関係者を参考人として出席を求めることができる。

(会長)

第3条 検討会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、検討会議を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議は、環境生活部スポーツ・文化局長が招集する。

2 検討会議に欠席する委員は、当該検討会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

3 検討会議及び会議録は公開とする。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条各号に該当する事項について会議等を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、環境生活部スポーツ・文化局文化振興課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、別に定める。

(失効)

第7条 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(附則)

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。